

愛知県福祉サービス第三者評価事業 評価結果

①第三者評価機関名

株式会社 中部評価センター

②施設・事業所情報

名称：ふじがおか保育園	種別：保育所	
代表者氏名： 芳崎 由希子	定員（利用人数）： 97名（92名）	
所在地： 愛知県名古屋市長区藤が丘99		
TEL： 052-799-5210		
ホームページ： http://www.hidamarinoie.site/		
【施設・事業所の概要】		
開設年月日： 令和 3年 4月 1日		
経営法人・設置主体（法人名等）： 社会福祉法人陽だまりの家		
職員数	常勤職員： 14名	非常勤職員： 14名
専門職員	（園長） 1名	（調理員） 2名
	（主任保育士） 1名	（調理補助） 2名
	（保育士） 15名	（保育補助） 7名
施設・設備の概要	（居室数） 5室	（設備等） 事務室、園庭、調理室
		遊戯室、休憩室
		登降園管理システム、セコム

③理念・基本方針

★理念

- ・ 法人
生きる力の基礎を育てる
- ・ 施設・事業所
様々な体験を通して豊かな感性や主体性をもとに社会性を育む

★基本方針

- ・ 健康で明るい子
- ・ 思いやりのある子
- ・ 話をしっかり聞ける子
- ・ 意欲をもって自ら行動する子
- ・ 素直に感動し豊かに表現できる子

④施設・事業所の特徴的な取組

- ・名古屋市の移管園としてこれまで築き上げられた「自主性・主体性」を大切に、新しい時代のニーズに合った柔軟な保育。（子どもを中心とした活動、当番活動、食育など）
- ・自然豊かな環境のもと伸び伸びと元気に過ごす。（充実した園庭遊びや散歩）
- ・異年齢児との関わり（ふじっこ兄弟）
- ・地域との交流（学区連絡協議会に参加、小学校との連携）
- ・保護者との連携（父母の会への協力、保護者との日頃のコミュニケーションを大切にする。）
- ・職員の人間性を高め、向上心を持って職務に努められるよう、法人内研修やキャリアアップ研修の開催。

⑤第三者評価の受審状況

評価実施期間	令和 5年 1月12日（契約日）～
	令和 5年 8月 9日（評価確定日） 【令和 5年 3月14日（訪問調査日）】
受審回数 （前回の受審時期）	0 回 （平成 年度）

⑥総評

◇特に評価の高い点

◆地域との交流

園長が区の園長会をはじめ、地域の関連団体で構成される団体協議会や幼保小連絡協議会、地域コミュニティなどに積極的に参加している。地域との密な関係を保ち、地域の福祉ニーズの把握に努めるとともに、地域の高齢者施設や児童クラブなどとも人的交流を図っている。周辺住民からも「子どもを見守る」声を聞くなど、「地域で子どもを育てる」環境づくりに積極的に取り組んでいる。

◆保護者に寄り添った施策

園長・主任が保育を牽引し、公立園から移管後の保護者の理解を得られるような取組みが随所で見られる。移管当初からの不協和音が完全に解消されているとは言えないが、保護者の意向を聞き、それを改善につなげており、積み重ねた努力が実を結びつつある。今後の大きな課題（事業）として園舎の建替えが予定されているが、法人の優れた部分を生かし、保護者の理解と協力を得て大事業を成し遂げようとしている。

◆子どもの主体性の伸長

園の理念である「様々な体験を通して豊かな感性や主体性をもとに社会性を育む」が、保育の現場で忠実に実践されている。子どもの自由な発想を尊重し、戸外遊びの制限はしていない。子どもに危険が及ばないように、幼児と乳児の戸外遊びの時間を分け、園庭を好きなように使える配慮をしている。住宅街であるが、近くの公園や駅周辺に電車を見に行くなど、工夫して園外保育を行い、生活体験を深めている。子どもの活動を強制することなく、主体性を尊重する保育を行えるような環境を整えている。

◇改善を求められる点

◆関連法令のリスト化

福祉に関する法令・指針の改訂情報は、市から法人に通知され、園長会等を通して周知されている。その他の法令・指針については、法人本部が主管して改訂状況等を確認し、必要に応じて各園に通知している。法令・指針の改訂は、園で利用するマニュアルや手順書の見直し機会ともなるため、園運営に関連する法令・指針を特定し、リスト化するなど可視化しておくことが望ましい。

◆保護者対応のルールの文書化

入園時に「重要事項説明書」を渡し、保育の説明を行っている。市のルールがあり、入園・転園や保育の変更に対しても適切に対応している。今回の自己評価で、配慮が必要な保護者への説明がルール化されていないという気付きがあった。面接の際には「職員一人では聞かない」などのルールがあるが、文書化されていない。職員育成の視点からも、マニュアルとして明確にしておくことが望ましい。

⑦第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント

今回の受審により、自分たちで気がつくことができなかった点や努力、改善が必要な点などを学ぶことができ、とても良い機会となりました。特に評価の高い点として「地域との交流」「保護者に寄り添った施策」「子どもの主体性の伸長」を挙げていただきました。名古屋市からの移管園として、これまで築き上げられた大切な取り組みについて評価いただけたことを大変嬉しく思います。今後も評価していただいたことは継続して取り組み、課題については改善を図りながら、より良い保育の向上を目指してまいります。

⑧第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

第三者評価結果

※すべての評価細目（65項目）について、判断基準（a・b・cの三段階）に基づいた評価結果を表示する。

※評価細目毎に第三者評価機関の判定理由等のコメントを記述する

【共通評価基準】

評価対象 I 福祉サービスの基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果	
I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。			
I-1-(1)-①	理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	保1	① a ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>公立園からの民間移管2年目である。移管に際して市や保護者からの要望もあり、市の理念や基本方針を踏襲して運営している。公立園の保育目標を踏まえた園独自の保育目標を策定し「子どもの主体性」を育む保育に取り組んでいる。子どもに分かりやすい言葉で伝え、毎月の職員会議の中で保育の振り返りや今後の見通しを話し合い、理念や保育方針、保育目標に沿った保育実践に取り組んでいる。</p>			

I-2 経営状況の把握

		第三者評価結果	
I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。			
I-2-(1)-①	事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	保2	① a ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>定期的開催される区の公立園・私立園合同の園長会に参加している。市の保育動向や人口推移を確認し、他の園長との情報交換により、地域の保育環境の変化などを情報収集し、適宜法人本部に報告して園運営に反映させている。地域特性としては、若い世代や転勤族も多く、子どもの数も増加傾向となっている。3年後には園舎建て替えを予定するなど、適切な（積極的な）園運営に取り組んでいる。</p>			
I-2-(1)-②	経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	保3	② a ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>3年後の園舎の建て替えが、現状の最大の課題となっている。建て替えに際しては「認定こども園」への移行を予定しており、幼稚園教諭の人材確保や園内での育成、次期リーダー候補の育成などが近々の課題となっている。四者協議会との意見調整を図りながら、以降5年経過後の改善に向けて取り組んでいる。</p>			

I-3 事業計画の策定

		第三者評価結果	
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。			
I-3-(1)-①	中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	保4	① a ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>法人で策定された中・長期計画に沿った園運営がなされているが、園独自の中・長期計画は策定されていない。四者協議会や市の強い意向もあり、園運営に際しては移行前の保育を継続することが求められている。園長の考える将来の「園のあるべき姿」を計画に表すことはタブーとなっており、時機を見て中・長期計画を策定しようとしている。その時のために、園長のメモ書きが蓄えられている。</p>			
I-3-(1)-②	中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	保5	a ・ ② b ・ c
<p><コメント></p> <p>法人の中・長期計画に沿って園の単年度の事業計画が策定され、具体的な園活動が行われている。しかし、基本は四者協議会との申し合わせにより、移行前の活動の継続である。事業計画の策定にあたっては、公立園時代の園運営が継承できているか否か、その活動を評価するための基準（数値目標や達成度合い）を明確にして取り組むことが望ましい。</p>			

I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	保6	① ・ b ・ c
<p><コメント> 事業計画の中の行事計画を中心に、職員会議などを利用して行事の進捗確認や評価・振り返りを行い、次回開催時には改善策等が取り入れられている。四者協議会との申し合わせがあり、職員意見を全面的に取り入れた大胆な改善策は実現不可能であるが、可能な範囲での取組みがみられる。</p>		
I-3-(2)-② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	保7	① ・ b ・ c
<p><コメント> 入園説明会や入園・進級式をはじめとする保護者参加行事や父母の会などを通して、保育の目的に照らして事業計画の概要などを、文書や写真を利用して説明・周知している。事業計画自体、保護者の関心が薄い傾向があるが、民間移行の特殊性（公立園時代の保育の継続）もあって保護者の意識は高い。園の置かれた立場を理解する保護者の声もある。</p>		

I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
I-4-(1)-① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	保8	① ・ b ・ c
<p><コメント> 園長の考える保育の質の向上とは、まず、職員が「保育を楽しむ」ことが大切であり、「子ども第一」に考えて知識や技術を向上させることが必要としている。研修計画に基づいた各種研修や教育・訓練への参加、園内研修や職員会議を利用しての保育の振り返り、日々の保育実践の中での指導・アドバイスなど、都度、状況に合わせた取組みを行い、保育の質の向上に取り組んでいる。</p>		
I-4-(1)-② 評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	保9	① ・ b ・ c
<p><コメント> 今回、初めての第三者評価受審である。園全体の自己評価も今回が初めてであるが、改善点の気づきや改善事項の特定がなされ、既にできるところから改善に取り組んでいる。今後も、今回の自己評価項目を抜粋するなど、定期的に活動評価を行い、可能な範囲で必要に応じて事業計画にも反映させて取り組んでいく方針である。</p>		

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果	
Ⅱ-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。			
Ⅱ-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	保10	Ⓐ	・ b ・ c
<コメント> 法人内に職務権限に関する規程があり「運営規程」に園長・保育士の職務が明記されている。園長は、年度初めの職員会議を利用して自身並びに各職種における職務・権限を確認・周知している。園長不在時は主任が園長を代理する旨が組織図に明記されている。避難・防犯訓練などは、園長不在想定で実施することもあり、職員へのルールの理解・浸透を図っている。			
Ⅱ-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	保11	a	・ Ⓑ ・ c
<コメント> 福祉に関する法令・指針の改訂情報は、市から法人に通知され、園長会等を通して周知されている。その他の法令・指針については、法人本部が主管して改訂状況等を確認し、必要に応じて各園に通知している。法令・指針の改訂は、園で利用するマニュアルや手順書の見直し機会ともなるため、園運営に関連する法令・指針を特定し、リスト化するなど可視化しておくことが望ましい。			
Ⅱ-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。			
Ⅱ-1-(2)-① 保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	保12	Ⓐ	・ b ・ c
<コメント> 日頃の職員個々の保育を観察し、職員とのコミュニケーションを大切にして保育の質の向上に努めている。定期的開催する職員の個人面談のほか“ワンオンミーティング”として個別に短時間にコミュニケーションを取る機会を設け、指導・アドバイスもしている。パート職員にも研修機会を設ける等、職員研修にも意欲的に取り組んでいる。			
Ⅱ-1-(2)-② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	保13	Ⓐ	・ b ・ c
<コメント> 法人主管で、保育所向け業務支援ツールを導入し、業務の実効性を高めている。登降園管理や保護者との連絡のほか、請求業務の管理などのバックオフィス業務も含めてシステム化され、保護者や職員の負担軽減にも繋がっている。持ち帰り業務は禁止とし、事務時間の確保のために、フリー保育士やパート保育士の協力も得ている。			

Ⅱ-2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果	
Ⅱ-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。			
Ⅱ-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	保14	Ⓐ	・ b ・ c
<コメント> 毎年、理事長の面談を通して次年度の就業意向を確認している。必要に応じて法人主管で募集活動を行い、園長も面接に参加して採用が決められている。クラス担任のほか、加配保育士など保育の状況に合わせて職員の配置ができるよう、法人全体でフォローできる体制が組まれている。園には若い職員が多く「働きやすい職場環境」を整備することで離職防止に努めている。			
Ⅱ-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	保15	a	・ Ⓑ ・ c
<コメント> 園長・理事長との定期的な面談により、職員一人ひとりの職務に関する成果や貢献度の評価を行っている。法人本部が人事管理を主管しており、階層別の「期待する職員像」を明確にしている。職員一人ひとりが、自らの将来の見通しを持てるよう、人事考課制度や目標管理制度と連動させたキャリアパスを構築し、職員に周知しておくことが望まれる。			

Ⅱ-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
Ⅱ-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	保16	① a ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>職員は、1ヶ月単位で業務計画を立てて業務を行い、必要な場合には、園長への申請によって残業が認められる。有給休暇は職員個々の意向を尊重し、入職初年度の新任職員でも9連休の長期休暇が取得できる制度も導入されている。園長は常に職員の表情や行動に目を配り、毎朝の挨拶などで異状を察知した際には、適宜声掛けをするなど、職員の「身体と心の健康」の維持に取り組んでいる。</p>		
Ⅱ-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
Ⅱ-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	保17	a ・ ② ・ c
<p><コメント></p> <p>定期的な面談やワンオンミーティングなど、随時のヒアリングによって職員一人ひとりの現状や目標、課題を話し合い、適切な支援・アドバイスに努めている。職員個々の目標設定に際しては、キャリアパスを基にした階層ごとの基準（職能要件）を設けておくことが必要となる。階層別の「期待する職員像」をベースに、それぞれの職員に合った目標を設定し、育成に取り組むことが望まれる。</p>		
Ⅱ-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	保18	③ a ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>市の開催する研修を基に、年間の研修計画が作成されている。研修内容は階層別研修のほか、スキルアップ研修として専門的な知識や技術の習得、各種マネジメント研修などのカリキュラムが用意されている。今後は、園舎建て替えに伴う「認定こども園」への移行に際し、職員の幼稚園教諭資格取得なども含め、必要とする専門知識や技術、資格などを研修計画に盛り込むこととしている。</p>		
Ⅱ-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	保19	④ a ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>すべての職員が、市や法人の実施する研修を受講できるよう研修計画が作成されている。集合研修への参加に際しては、他の職員の協力も得てシフト調整するなど、積極的な参加を奨励している。研修は集合研修のほかオンラインやアーカイブ配信でも実施され、希望すればパート職員も研修受講できる環境が整備されている。</p>		
Ⅱ-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
Ⅱ-2-(4)-① 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	保20	a ・ ⑤ ・ c
<p><コメント></p> <p>「実習生受入れマニュアル」が整備され、養成校からの要請により実習生を受け入れている。「保育人材の育成」を受入れ目的として明記しているが、担当する職員の保育の振り返りや育成、採用関連での人材確保も受入れ目的となる。また、受入れ前の担当職員との注意事項等の打ち合わせをマニュアルに追記し、手続きや手順に漏れがないような仕組みとされたい。</p>		

Ⅱ-3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果
Ⅱ-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
Ⅱ-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	保21	⑥ a ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>ホームページを利用して理念や保育方針・目標などを公開し、SNSなどを活用して保育内容も適宜公開している。第三者委員も設置し、主任が受付担当者・園長が解決責任者とした苦情・相談の体制が構築されている。苦情が発生した場合は、保護者対象に注意喚起したり、外柵に注意掲示するなど再発防止に努めている。</p>		

Ⅱ-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	保22	① ・ b ・ c
<p><コメント> 法人が定めた事務取扱いの手順により、園長の決裁権限や決済範囲が決められている。小口現金制をとっているが、極力、現金取引をしないよう努め、月末締めで法人本部に出納帳を提出して確認する手順とし、法人本部では税理士が確認している。年1回、市の監査を受けているが指摘事項はなく、法人内では保育事業や安全衛生面などを毎月点検することで、適正な園運営が図られている。</p>		

Ⅱ-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果
Ⅱ-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
Ⅱ-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	保23	① ・ b ・ c
<p><コメント> 日常の散歩をはじめ、地域のコミュニティセンターで開催される子どもサークルなどを利用して、地域との交流を継続している。今年度は、市内で開催された「あいちこどもフェスティバル」にも参加している。地域住民は園の子どもを見守り、気にかけて園に問い合わせをするなど、園と地域とは良好な関係が築かれている。今後さらに、地域の高齢者や学童などとの人的交流の拡大を予定している。</p>		
Ⅱ-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	保24	① ・ b ・ c
<p><コメント> 「ボランティア受入れマニュアル」を整備している。今年度は学校関係の活動自粛のため、体験学習等の受入れはないが「手洗い教室」をメーカーのボランティアで開催するなど、積極的な受入れに努めている。保育補助だけに留まらず、感性を育んだり地域を知るための活動や施設整備など、ボランティアの多様な活用が見込まれ、コロナ禍によって現在は慎重に対応している。</p>		
Ⅱ-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。		
Ⅱ-4-(2)-① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	保25	① ・ b ・ c
<p><コメント> 園に関連する地域の社会資源が「緊急連絡先一覧」にまとめられ、事務室内に掲示されている。発達支援や気になる子ども、それらの保護者対応など、関連機関と連携して対応している。園内では担当職員を中心にコミュニケーションを取り、記録を残しながら対応し、園長が関連機関との対応を担っている。児童相談所介入の事例も発生しているが、子どもを第一に考えて対応している。</p>		
Ⅱ-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
Ⅱ-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	保26	① ・ b ・ c
<p><コメント> 地域の自治会や民生委員児童委員、関連団体で構成する団体協議会や市の園長会、小学校との幼保小連絡協議会など、地域で開催される会合等に園長が積極的に参加して情報交換・収集し、地域の福祉ニーズや園に対する期待などを確認している。地域のコミュニティセンターでの子育て支援サークルで、育児に関する悩みや相談などを受け付けるなど、多様なチャネルを利用して活動している。</p>		
Ⅱ-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	保27	① ・ b ・ c
<p><コメント> 未就園児対象の「あそぼう会」は、事業計画にも挙げて毎月開催している。子育て支援サークルへの参加など、園内外での子育て支援事業に取り組んでいる。広域災害時の事業継続に関しては、法人本部が主導してBCP（事業継続計画）を策定しており、園における防災訓練等にも反映されている。</p>		

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

		第三者評価結果	
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。			
Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	保28	① ・ b ・ c	
<p><コメント></p> <p>市より民間委託されて2年目である。移管に伴う利用者の不安が大きく「従来の保育を変えないでほしい」という要求がある。市の方針（変えない）と法人の思い（改善したい）のすり合わせを行いながら、保育を行っている。次年度からは、移管後に入園した子どもがほとんどとなるため、利用者満足に加え、職員の働きやすさを考えた保育の方法を検討している。</p>			
Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護等の権利擁護に配慮した保育が行われている。	保29	① ・ b ・ c	
<p><コメント></p> <p>プライバシー保護については、法人内での取決めがあり、園全体でその都度確認をしている。住宅街に立地するため、周囲から見えないようにカーテンを取り付けたり、着替えの場所やシャワーを分けたりと、公立園の時以上の配慮をしている。定期的にマニュアルの読み合わせを行うなど、さらに職員への周知・理解を深めようとしている。</p>			
Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。			
Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して福祉サービス選択に必要な情報を積極的に提供している。	保30	① ・ b ・ c	
<p><コメント></p> <p>法人のホームページから、園の保育内容が分かる仕組みとなっている。入園希望者には随時対応し、園見学を受け入れて園長が説明を行っている。月に1回の「あそぼう会」を通して、地域の未就園児親子が遊びに来る機会を設けている。</p>			
Ⅲ-1-(2)-② 保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。	保31	a ・ ② ・ c	
<p><コメント></p> <p>入園時に「重要事項説明書」を渡し、保育の説明を行っている。市のルールがあり、入園・転園や保育の変更に対しても適切に対応している。今回の自己評価で、配慮が必要な保護者への説明がルール化されていないという気づきがあった。面接の際には「職員一人では聞かない」などのルールがあるが、文書化されていない。職員育成の視点からも、マニュアルとして可視化することが望ましい。</p>			
Ⅲ-1-(2)-③ 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	保32	① ・ b ・ c	
<p><コメント></p> <p>保育の継続に関する文書・申し送りの手順は、市に準じて行っている。「保育所児童要録」が作成されており、幼保小連絡会で小学校への申し送りを行い、保護者に対しては、就学前に園の相談窓口を文書で知らせている。発達に支援の必要な子どもの転園の場合は、保護者の確認を得てから転園先へ申し送りをするよう配慮している。</p>			
Ⅲ-1-(3) 利用者満足の向上に努めている。			
Ⅲ-1-(3)-① 利用者満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	保33	① ・ b ・ c	
<p><コメント></p> <p>移管時の保護者会の思いを受け止め「従来の保育を変えてほしくない」という思いの強い保護者へ寄り添うよう努めている。改善への思いを受け止めてもらいにくい状況が続いているが、職員は歩み寄りの努力を重ねてきた。民営化して3年目となり、新しい保護者も増え、ニーズが変わってきているのを実感している。アンケート等で保護者の意向を調査し、改善への道を歩み始めている。</p>			

Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。		
Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	保34	① ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>苦情解決の仕組みは、保護者にも周知され機能している。新人職員には、入職前のオリエンテーションで知らせ、マニュアルの内容は口頭で伝えている。マニュアルに沿って、苦情は園長・主任が主に対応している。職員へは、園長・主任が実践で見せて伝えるという方法をとっており、接遇等の研修も定期的に行われている。</p>		
Ⅲ-1-(4)-② 保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	保35	① ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>話しやすい雰囲気を作り、保護者に気軽に声をかけてもらえるよう意識している。保護者アンケートには「話しやすい」という意見もあったが、職員の技量や経験の差等で、受け取る保護者の思いはそれぞれである。個別に話をする場合のプライバシーに配慮し、個室で数名で面談をするなどの方法をとっている。</p>		
Ⅲ-1-(4)-③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	保36	① ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>保護者からの苦情等の情報は、園長や主任ができるだけ早く対応するよう努め、職員へは朝礼で伝えている。朝礼に出られない職員のための「連絡簿」があり、全職員が確認できているか、チェックをしている。月に1度の職員会議で、改善の取り組みやその後の結果報告が行われている。四者協議会との申し合わせもあり、園長、主任が主に対応している。</p>		
Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。		
Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な保育の提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	保37	① ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>「ヒヤリハット報告」「事故報告」が丁寧に記載され、内容は職員会議で報告されている。月ごとに集計し、未然防止や再発防止に取り組んでいる。事故発生時の対応フローチャートも作成されており、新人職員へは入職時に研修で説明されている。定期的に事故防止に関する研修を行い、職員の安全意識の向上を図っている。</p>		
Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	保38	① ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>「感染症対応マニュアル」は整備され、発生時の連絡もボードに記入するという方法で行っている。新型コロナウイルス感染症の発生についての情報は、アプリで知らせている。市の基準に沿って必要なことを連絡しているが、保護者アンケートでは改善を望む声もある。四者協議会と調整ができた案件に関しては改善を進めている。</p>		
Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的にしている。	保39	① ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>災害時の備蓄食料は、アレルギー児の配慮も含めて充実している。避難訓練を毎月行い、避難場所との連携もできている。消防署や警察との連携もできおり、協力体制が構築されている。5歳児の消火訓練も行われ、防災意識を高める保育を行っている。民営化されてから、園長の努力で地域との連携も取れ、地域との信頼関係が築けている。</p>		

Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。		
Ⅲ-2-(1)-① 保育について標準的な実施方法が文書化され福祉サービスが提供されている。	保40	① ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>「保育の全体的な計画」や年間カリキュラム、月案、個別指導計画は整備され、職員はいつでも標準的な実施方法を確認することができる。職員会議で毎月指導計画の報告会を行い、次の月の計画を作成している。月案のねらいは「保育の全体的な計画」を踏まえて作成されている。</p>		

Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	保41	① ・ ② ・ ③
<p><コメント> マニュアルの見直しや「保育の全体的な計画」の見直しは、園長、主任が行っており、見直した結果を職員に周知している。毎月の会議で園長、主任の確認が行われ、見直しの結果を踏まえて指導計画が立てられている。「保育の全体的な計画」に基づき、月案を立てている。</p>		
Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。		
Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく指導計画を適切に作成している。	保42	① ・ ② ・ ③
<p><コメント> 「保育の全体的な計画」や月案、保育予定表など、園長と主任が毎月の反省をまとめ、担任が月案と毎日の保育予定表を作成している。担任業務は簡素化され、毎日の業務負担が大きくなるような配慮が感じられる。自主活動を大切にしており、遊びの詳細や連続性に触れる記録を残し、次月の環境構成や遊びの準備を行っている。</p>		
Ⅲ-2-(2)-② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	保43	① ・ ② ・ ③
<p><コメント> 第三者評価を受審することで、職員会議で指導計画の評価・反省を行う機会となった。もともと、園長・主任が確認をし、指導をしてきたため、全体周知として職員会議で報告会が行われるようになった。ファイリングもされ、会議に参加できなかった職員も確認できるよう工夫している。</p>		
Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。		
Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	保44	① ・ ② ・ ③
<p><コメント> 保育の実施状況の記録は適切に作成され、職員会議で報告されるようになっている。会議に出席できない職員へは「業務日誌」で伝えている。特に、障害のある子どもに対しては、新年度のクラスの発表時に丁寧に知らせ、個別記録を作成している。変更点があった場合は、会議で報告して、皆が同じ対応ができるよう気を付けている。</p>		
Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	保45	① ・ ② ・ ③
<p><コメント> 記録の管理は鍵付きの書庫で行われ、重要なものは法人本部で集中して管理している。保存と廃棄の規定も、法人で決められたとおりに行われている。職員へは入職時のオリエンテーションで周知を図っている。子どもの個人情報を含む記録類は鍵付きの書庫に保管されており、職員は必要に応じて園長や主任の確認の下に閲覧している。</p>		

【内容評価基準】

A-1 保育内容

		第三者評価結果
A-1-(1) 保育の全体的な計画の編成		
A-1-(1)-① 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて保育の全体的な計画を編成している。	保46	① ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>「保育の全体的な計画」は園長や主任が主となって策定し、会議等を使って保育現場の職員も確認している。地域の課題や子どもの発達に関して、さらに民営化移行に際しての四者協議会との申し合わせを踏まえて策定している。四者協議会との申し合わせ事項に関しては、職員も理解して保育にあたっている。</p>		
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開		
A-1-(2)-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	保47	① ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>築年数の古い園舎だが、子どもが過ごしやすく快適に暮らせるよう工夫している。幼児トイレのカーテン設置でプライバシーを守り、プールの着替えも外からの目を遮断するよう配慮している。子ども用の机を入れ替え、折り畳み机を採用したことで、空間が広く使えて遊びの幅も広がった。子どものより充実した生活を考え、改善努力を行っている。</p>		
A-1-(2)-② 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	保48	① ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>法人理念に基づき、主体性を育てる保育を実践している。保護者アンケートにも「のびのびしている保育園」との評価が多い。共通理解を深めるため、乳児会議には園長、幼児会議には主任が参加している。子ども一人ひとりを受容する取組みとして、事例検討会議を行っている。加配保育士や延長担当保育士が会議に参加することは課題であるが「業務日誌」や口頭報告で詳しく知らせている。</p>		
A-1-(2)-③ 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。	保49	① ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>基本的な生活習慣を身につけるため、0、1、2歳児の部屋に仕切りを付け、遊びを分けられるようにしている。遊びと食事の空間を分けたり、時には活発な子の遊びと、眠っている子の生活が分離できるような配慮もしている。生活習慣を身に付けるためには家庭における保護者の協力も必要であり、保護者との適切な連携体制を構築している。</p>		
A-1-(2)-④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	保50	① ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>戸外遊びの制限はしていない。子どもに危険が及ばないように、幼児と乳児の戸外遊びの時間を分け、好きなように使える配慮をしている。住宅街であるが、近くの公園や駅周辺に電車を見に行くなど、工夫して園外保育を行い、生活体験を深めている。子どもの活動を強制することなく、主体性を尊重する保育を行えるような環境を整えている。</p>		
A-1-(2)-⑤ 乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保51	① ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>0歳児は職員と1対1での関わりを重視し、愛着関係を築けるよう配慮している。室内での遊びも、子ども一人ひとりが、好きなおもちゃを取り出しやすいように配置している。0歳と1歳の子どもが同じ部屋にいますが、柵で仕切りを設けて、それぞれの発達に応じて落ち着いて生活できるよう工夫している。</p>		
A-1-(2)-⑥ 3歳未満児(1・2歳児)の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保52	① ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>1、2歳児の連絡帳は複写になっており、毎日の小さな変化も記録し管理できるようになっている。遊びに関しては、0～2歳児だけで園庭に出る時間が確保されており、自由に戸外で遊べる時間をとっている。また、小さな段差がたくさんあるため、段差を確認して改良・整備し、けがや事故につながらないように配慮している。</p>		

A-1-(2)-⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保53	① ・ ② ・ ③
<p><コメント> 各年齢に合わせた生活の流れの中で、自主的に遊べるような工夫をしている。自身の思いを表出せず、受け身で待っている子どもが多いことが課題であったため、積極的に自身の思いを出せるように援助している。学年を超えてペアを作り「ふじっこ兄弟」として親交が深まるようなイベントを計画、開催してきたことで、遊びの深まりや子ども同士の関係が豊かになっている。</p>		
A-1-(2)-⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保54	① ・ ② ・ ③
<p><コメント> 障害のある子どもの個別指導計画が作成され、加配保育士の配置もある。しかし、子どもの障害特性は様々であり、支援が十分ではないと感じている職員もいる。療育センターの訪問があり、ケース検討会も行われている。保護者の思いも受け止めながら支援することに、保育の難しさも感じているが、最大限の配慮をもって保育にあたっている。</p>		
A-1-(2)-⑨ それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保55	① ・ ② ・ ③
<p><コメント> 「業務日誌」で子どもの情報を共有し、朝から帰りまでの対応職員が子どもの情報を周知している。在園時間の長い子どもに配慮して、遊びの環境を整えている。保護者の都合で延長保育が必要な場合も、柔軟に対応している。アプリで迎え時間の確認や変更もできるため、保護者も便利に活用している。</p>		
A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	保56	① ・ ② ・ ③
<p><コメント> 「保育所児童保育要録」で、就学に向けての指導計画を作成している。ほとんどの子どもが地域の小学校へ就学するため、地域小学校と「幼保小の連絡会」で子どもの情報交換をしている。新型コロナウイルス感染症の流行で、小学校見学会は行えなくなったが、今年度は園の運動会の会場として小学校の体育館を借りることができ、子どもが小学校の雰囲気を味わう良い機会となった。</p>		
A-1-(3) 健康管理		
A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。	保57	① ・ ② ・ ③
<p><コメント> 年に2回の健康診断、毎月の身体測定を行っている。身体測定の結果をアプリや「連絡ノート」で知らせしており、健康診断の結果も知らせている。午睡チェックは0歳児はICTを利用して5分おきにチェックし、1・2歳児は15分おきに向きや呼吸を確認して記録している。</p>		
A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。	保58	① ・ ② ・ ③
<p><コメント> 歯科健診・内科健診ともに結果を保護者に伝え、異常があれば医師に相談するように伝えている。虫歯の予防として、4・5歳児にフッ化物洗口を行っている。新型コロナウイルス感染症の流行で一時中止していたがこの冬から再開した。職員の中で保健係が決まっており、結果を集計して職員間で情報を共有している。</p>		
A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	保59	① ・ ② ・ ③
<p><コメント> 医師の判断の下、年1回「生活管理指導表」が提出され、それを基に担任と栄養士、保護者で面談を行い、対応を話し合っている。食器やトレイの色を変え、他児と相違して食事を提供している。提供時には給食調理担当と担任で二重のチェックを行い、誤食予防に努めている。熱性けいれんやAEDの訓練も毎年行い、子どもの体調や不測の事態に対応できるよう、職員研修を行っている。</p>		

A-1- (4) 食育、食の安全		
A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	保60	㉞ ・ b ・ c
<コメント> 食育計画を作成し、畑での野菜作りやクッキング保育、行事食や誕生日会メニューなど、食を楽しむ工夫をしている。食べたもの（給食、おやつ）は写真で毎日掲示され、家庭との共有を図っている。給食の盛付けの量を調整し、子どもが食べきれた喜びを感じられるよう工夫している。誕生日会でのケーキトッピングなど、子どもが楽しく食べられるような工夫が随所にみられる。		
A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	保61	㉞ ・ b ・ c
<コメント> 離乳食の提供、旬の食材の使用、地域の食材の利用など、食育に力を入れている。トムモロコシの皮むきや玉ねぎの皮むきなども子どもたちが手伝い、給食を楽しみにする仕掛けがある。クッキング保育も充実していて、様々な体験を通して食育活動を行っている。		

A-2 子育て支援

		第三者評価結果
A-2- (1) 家庭と綿密な連携		
A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	保62	㉞ ・ b ・ c
<コメント> 低年齢児は、毎日の連絡帳で家庭との情報交換を行っている。懇談会を定期的に行い、個別に話ができる機会を設けている。写真を用いて保育の様子を知らせる取組みは、保護者にも好評を得ている。参観日や行事への参加などは、保護者が興味・関心を持ったり、喜ぶような内容を用意し、参加者を増やす工夫をして家庭と連携をとっている。		
A-2- (2) 保護者の支援		
A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	保63	㉞ ・ b ・ c
<コメント> コミュニケーションを大切に考え、家庭との連携が取れるよう努力し、職員へも啓蒙している。職員のコミュニケーション能力にもよるが、保護者アンケートには厳しい意見も寄せられた。民営化に伴う反発が解消されていないことがうかがわれるが、法人の保育の専門性を活かして保護者理解に努めている。		
A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	保64	㉞ ・ b ・ c
<コメント> 毎朝の受け入れ時に視診し、疑問や不明点があれば保護者に確認して見守りをしている。今までにも虐待を疑われる事例の発見があり、その都度適切な対応が取られている。マニュアルの読み合わせや職員全体への研修を定期的に行ない、全職員が同等の知識を持って虐待等の権利侵害の早期発見・早期対応に努めている。		

A-3 保育の質の向上

		第三者評価結果
A-3- (1) 保育実践の振り返り(保育士等の自己評価)		
A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	保65	㉞ ・ b ・ c
<コメント> 毎月の月案を作成し、月末に実践の振り返りを行っている。毎月の会議で議題を挙げて話し合いを行い、その中で評価されたことを次の月案に反映させている。けがをした場合の事故の記録や「ヒヤリハット記録」も整備され、全体会議で話し合いが行われている。また、必要があれば改修等の園内整備をするなど、原因を取り除いて再発防止に努めている。		